

外国人の人権

日本に住んでおられる外国人は、現在約300万人いるといわれていますが、言語・宗教・習慣等の違いから、外国人をめぐってヘイトスピーチやロシアによるウクライナ侵略をめぐる在日ロシア人等に対する誹謗中傷など様々な人権問題が発生しています。

事件数および事件例

令和4年度の外国人に対する差別に関する人権侵害事件数は47件でした。その中からいくつか事件例をご紹介します。

①外国人に対する差別的発言

外国人が、外国人であることを理由に本国に帰るべきであるなどと差別的な発言をされた。

しかし、調査した結果、その発言はその外国人に向けられたものであるとまでは認められなかった。



②外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否

外国人が、レンタルバイク店から外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否された。

調査した結果、その店は外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用をおこなっていたことが認められたが、調査をおこなう中でその運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、店側がその運用の見直しをおこなった。



人権啓発動画

「『誰か』のことじゃない。」外国人編

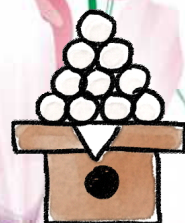


人権啓発スポット映像

「ヘイトスピーチ、許さない。」インターネット編

相談窓口

- 外国人のための人権相談所（窓口相談、約80言語対応）
- 外国語人権相談ダイヤル（電話相談、10言語対応） Tel 0570-090-911
- 外国語インターネット人権相談受付窓口（インターネットメールによる相談、10言語対応）



全国の法務局等で、日本語を自由に話すことのできない方からの人権相談も幅広く受け付けていますので、ぜひご相談ください。

なごみ

第258号

2023年9月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター内）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



おじいちゃん・おばあちゃん、いつもありがとうございます！

敬老の日



毎年9月の第3月曜日の「敬老の日」は、昭和41年に設けられた国民の祝日であり、「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」日とされています。

敬老の日は平成14年までは9月15日とされていました。これは、昭和38年には、老人福祉法において「老人の日」とされるなど、この日が広く国民の間に定着していたためです。平成15年から法改正により、現在の「9月の第3月曜日」に変更されました。

なお、現在9月15日は「老人の日」とされ、また、9月15日から21日までの一週間が「老人週間」とされています。

普段なかなか伝えられない日頃の感謝を、「敬老の日」にはおじいちゃん・おばあちゃんに伝えてみましょう！

各種料金の支払いができます

町民税

国民健康
保険税

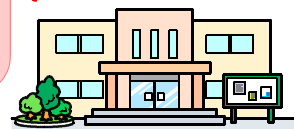
固定
資産税

軽自動車
税

上下水道料金

介護
保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券の販売もおこなっています

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

9月の相談日

月日・・・9月27日（水）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

